

令和 1 年 決算特別委員会総括質疑 (令和元年 10 月 11 日)

◆北山委員 ちとせの未来を創る会、北山でございます。

それでは、通告に従いまして、総括質疑をさせていただきたいと思えます。

歳入について、不納欠損処分と収入未済額について、改めてお尋ねをいたします。

9 日の委員会で追加報告されました、平成 30 年度各会計決算における不納欠損の状況についての資料の中で、千歳市債権の管理に関する条例を適用した不納欠損処分につきまして、端的に 2 点ほど、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

まず、1 点目です。

資料の 3 ページの非強制徴収公債権の 3 科目めに記載のある老人措置費負担金、26 件、35 万 1,000 円についてお伺いをいたします。

これらの不納欠損処分につきましては、条例第 8 条第 4 号に基づいて、一旦、徴収停止の措置をとった後に不納欠損処分となったものと推察いたしますけれども、条例第 8 条第 4 号には、地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお債務者が同条各号のいずれかに該当し、これを履行さ

せることが著しく困難または不適當であると認められるとき、このように書かれております。

そこで、同条の各号に当たる部分を読み上げますが、まず、第1号は、法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

第2号は、債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

第3号は、債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

このようになっております。

それで、今回の26件の不納欠損処分は、この3号のいずれに該当したものなのか、その内訳、件数、金額について教えていただきたいと思います。

◎三崎保健福祉部長 老人措置費負担金の不納欠損についてでありますけれども、市では、老人福祉法の規定によりまして、65歳以上の者であって、虐待など環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方などを、例えば千歳でいうと千寿園ですけれども、養護老人ホーム等に入所させる措置をとることとなっております。

この入所の費用につきましては、市が負担することになりますが、入所した者あるいはその扶養義務者に対して、所得に応じて、自己負担として費用を徴収することができることから、このケースでいいますと、月額1万3,500円と決定いたしまして、扶養義務者の息子さん1名に対して請求したところでございます。

それで、老人措置費負担金につきましては、非強制徴収公債権に分類されており、この1名に対する合計26件、26月分ということなのですが、35万1,000円の強制徴収を行うために、通常の民事訴訟の手続を行わなければならないことから、地方自治法施行令第171条の5の第3号に該当するとともに、地方自治法第236条第1項に規定する5年の消滅時効に達したため、徴収停止の処分を経て、不納欠損としたことから、その事由としては、千歳市債権の管理に関する条例第8条第4号に分類した、そういった経過でございます。

◆北山委員 今の御答弁では、3号に全額が該当するということですね。了解いたしました。

次に、市の5ページ以降の私債権についてお尋ねしたいのですが、5ページ以降の私債権の不納欠損処分については、条例第8条第5号の時効年数を経過したものに該当するものが多数を占めております。

それで、2費目めに記載のありますウタリ住宅改良資金貸付金収入の欄を見

ますと、1番下の行に、民法第145条の時効援用によるものが2件、別記されておりますが、これ以外の費目につきましては、債務者からの時効の援用の申し出は全くなかったというふうに解釈してよいのかどうか、その点だけ、念のために確認をさせていただきたいと思います。

◎佐々木総務部長 御質問は、私法上の債権、いわゆる私債権の不納欠損処分における、民法第145条の時効の援用の申し出についてであります。項目が多岐にわたっておりますので、私から一括してお答えをいたします。

民法第145条に基づく時効の援用につきましては、債務者が時効の完成を意思表示する、いわゆる援用の手続を必要としておりますが、本市の私債権においては、これまで、援用を申し出る事例が少なく、収入未済となる債権が増加傾向にありました。

これらの債権は、具体的な取り扱いにおいて適用される法令が異なるなど、制度が複雑であり、適正な管理が難しいという課題があったところであります。

このことから、市は、債権管理の適正化を目的として、平成30年6月に千歳市債権の管理に関する条例を制定したところであり、その第8条第5号において、時効の援用がない場合であっても債権放棄が行えるようにしたものであります。

平成30年度決算におけるウタリ住宅改良資金貸付金収入については、民法

に基づく時効の援用の申し出があったものが2件、また、時効の援用の申し出がなく、条例に基づき債権放棄を行ったものが1件となっております。

御質問の、配付資料の5ページ以降に掲載をしております私債権のうち、ウタリ住宅改良資金貸付金収入を除く、その他の各費目においては、民法に基づく時効の援用の申し出はなかったところであります。

債権の管理につきましては、今後も、関係法令に基づき、市民負担の公平性が十分確保されるよう、適正に対応していく考えであります。

以上であります。

◆北山委員 今、総務部長から、市民の公平性に鑑みというお話がございましたけれども、7日の質疑において、今回の調書について、この委員会の閉会に間に合うように提出するという御英断をいただきまして、急遽、限られた時間で関係各課に御対応していただいたものというふうに私も受けとめております。

これを見ますと、大変見やすく、統一した様式で御報告をいただいたということとで、私も大変感謝しております。

本編の質疑でも申し上げましたけれども、不納欠損処分に至るまでの徴収手続は、公租公課の公平負担の原則に照らしまして、市民にとっても非常に関心が高い事柄であるというふうに思っております。

公正公平な社会の実現は、行政に携わる者にとっても永遠の課題であります

が、市民にとって有益な情報の開示は、今後とも、機を逸することなく行っていただきますよう、改めてお願いを申し上げます、私の質疑を終わらせていただきます。

○岡部委員長 これで、北山委員の総括質疑を終わります。